

## 鯖江市農業委員会第5回総会議事録（要旨）

- 1 日 時 令和5年5月29日（月）  
午後1時25分開会  
午後2時07分閉会
- 2 場 所 鯖江市役所 新館4階 多目的ホール
- 3 議 事  
(1) 議案第26号 農地法第3条の許可申請適格者審査について  
(2) 議案第27号 農地法第3条の許可申請審議について  
(3) 議案第28号 農地法第4条の許可申請審議について  
(4) 議案第29号 農地法第5条の許可申請審議について
- 4 報 告 事 項  
(1) 報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
(2) 報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 5 議 長 福島会長
- 6 署名委員 16番 石本義幸委員  
17番 笠嶋伊三男委員
- 7 事務局 斎藤事務局長、松田事務局次長、  
石丸事務局長補佐、西森書記、藤田書記

午後1時25分 開会

事務局 | それでは開会にあたり、欠席委員の報告をします。

事務局 | (欠席委員の報告)

事務局 | つづきまして、福島会長からご挨拶をお願いいたします。  
引き続き、議事進行を、よろしく願いいたします。

福島会長  
※以下議長 | **議長就任挨拶**

議長 | ただいまから5月の農業委員会総会を開会いたします。  
本日の議題につきましては、お手元の資料のとおり

議長

です。

まず、議事録署名委員の選任をお願いしたいと思いますが、私のほうから指名してよろしいかお諮りいたします。

委員一同

異議なし

議長

では、16番 石本義幸委員、17番 笠嶋伊三男委員にお願いします。

議長

次に、農地調整部会から5月部会の報告を願います。農地調整部会長からお願いします。

5番  
山本委員

5月の農地調整部会の報告をいたします。

5月19日 金曜日、わたしほか8名の出席で、農地調整部会を開催しました。

当日は、部会に先立ち、午前10時00分から、高島委員と瀬戸川委員の2名により、5条関係の転用案件など約1時間50分にわたり現地調査を実施しました。

また、その後の部会では、3条、4条、5条等の議案について審議を行いました。

審議の内容については、後ほどの議案審議の際に、ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは次に議事に入ります。

まず始めに、議案第26号 農地法第3条の許可申請適格者審査について、および関連議案であります、議案第27号 農地法第3条の許可申請審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

3条申請番号1（糺町）

（概要と目的）

本申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を目的に、田の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

事務局

申請地（糺町〇〇字〇〇ー〇）は、東側、西側および北側は田、南側は農道と接しています。

申請地（糺町〇〇字〇）は、西側および北側は田、東側および南側は農道と接しています。

申請地（糺町〇〇字〇〇）は、東側および南側は田、西側および北側は農道と接しています。

（耕作・従事要件）

譲受人は、申請地を田として利用する営農を計画しております。

（耕作利便要件）

譲受人の申請面積を含めた経営面積は、50aを上回っております。

事務局

3条申請番号2（糺町）

（概要と目的）

本申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を目的に、田の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地（糺町〇〇字〇〇ー〇）は、東側は田、西側および南側は市道、北側は宅地と接しています。

申請地（糺町〇〇字〇〇ー〇）は、西側および東側は田、北側は宅地、南側は市道と接しています。

（耕作・従事要件）

譲受人は、申請地を田として利用する営農を計画しております。

（耕作利便要件）

譲受人の申請面積を含めた経営面積は、50aを上回っています。

事務局

3条申請番号3（糺町）

（概要と目的）

本申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を目的に、田の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側および西側は田、北側は宅地、南側は市道と接しております。

事務局

(耕作・従事要件)

譲受人は、申請地を田として利用する営農を計画しております。

(耕作利便要件)

譲受人の申請面積を含めた経営面積は、50aを上回っております。

事務局

3条申請番号4(入町)

(概要と目的)

本申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を目的に、田の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地(入町〇字〇〇)は、すべて田と接しています。  
申請地(入町〇字〇〇、〇〇-〇、〇〇-〇)は、すべて田と接しています。

(耕作・従事要件)

譲受人は、申請地を畑として利用する営農を計画しております。

(耕作利便要件)

譲受人の申請面積を含めた経営面積は、50aを上回っております。

事務局

3条申請番号5(西袋町)

(概要と目的)

本申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を目的に、田の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地(西袋町〇〇字〇〇〇-〇、〇〇〇-〇)は、西側は水路、東側は畑、北側は市道、南側は宅地と接しています。

(耕作・従事要件)

譲受人は、申請地を田として利用する営農を計画しております。

(耕作利便要件)

譲受人の申請面積を含めた経営面積は、7.8aです。

事務局

3 条申請番号 6 (北野町)

(概要と目的)

本申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を目的に、畑の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は県道、西側は農道、北側および南側は畑と接しております。

(耕作・従事要件)

譲受人は、申請地を畑として利用する営農を計画しております。

(耕作利便要件)

譲受人の申請面積を含めた経営面積は、50aを上回っております。

事務局

3 条申請番号 7 (北野町)

(概要と目的)

本申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を目的に、畑の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は県道、西側は農道、北側および南側は畑と接しております。

(耕作・従事要件)

譲受人は、申請地を畑として利用する営農を計画しております。

(耕作利便要件)

譲受人の申請面積を含めた経営面積は、50aを上回っております。

事務局

3 条申請番号 8 (北野町)

(概要と目的)

本申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を目的に、畑の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は県道、西側は農道、北側および南側は畑と接しております。

(耕作・従事要件)

|            |   |
|------------|---|
| 事務局        | <p>譲受人は、申請地を畑として利用する営農を計画しております。</p> <p>(耕作利便要件)</p> <p>譲受人の申請面積を含めた経営面積は、50aを上回っております。</p>   |
| 事務局        | <p>3条申請番号9(北野町)</p> <p>(概要と目的)</p> <p>本申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を目的に、畑の所有権を取得するものです。</p> <p>(申請地および近隣状況)</p> <p>申請地は、東側は県道、西側は農道、北側は宅地、南側は畑と接しております。</p> <p>(耕作・従事要件)</p> <p>譲受人は、申請地を畑として利用する営農を計画しております。</p> <p>(耕作利便要件)</p> <p>譲受人の申請面積を含めた経営面積は、50aを上回っております。</p> |
| 議長         | <p>農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。</p>  |
| 5番<br>山本委員 | <p>議案第26号農地法第3条の許可申請適格者審査について、および議案第27号農地法第3条の許可申請審議について審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。</p> <p>以上、報告します。</p>  |
| 議長         | <p>ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。</p>   |
| 委員         | <p>(質疑応答なし)</p>   |
| 議長         | <p>ご意見ございませんか。無いようですので議案第26号農地法第3条の許可申請適格者審査について、およ</p>   |

議長 び関連議案であります、議案第27号 農地法第3条の許可申請審議については農地調整部会長の説明のとおり、許可としてよろしいか採決いたします

議長 賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙手

議長 全員賛成と認め、と認め、議案第26号 農地法第3条の許可申請適格者審査について、および関連議案であります、議案第27号 農地法第3条の許可申請審議については原案のとおり可決決定されました。よって、許可といたします。

議長 次に、議案第28号 農地法第4条の許可申請審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局 4条申請番号1（舟津町4丁目）  
（概要と目的）  
本申請は、宅地分譲を目的として、畑を取得するものです。  
（申請地および近隣状況）  
申請地は、東側、西側、南側は宅地、北側は市道と接しています。  
雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。  
（立地基準）  
申請地は第1種住居の用途指定があるため、第3種農地と判断します。  
（一般基準）  
隣接する農地はありません。

事務局 4条申請番号2（新横江1丁目）  
（概要と目的）  
本申請は、共同住宅1棟建築を目的として、田を取得するものです。  
（申請地および近隣状況）

|            |  |
|------------|--|
| 事務局        | <p>申請地は、西側および南側は市道、北側および東側は宅地と接しています。</p> <p>雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。</p> <p>(立地基準)</p> <p>申請地は第1種住居の用途指定があるため、第3種農地と判断します。</p> <p>(一般基準)</p> <p>隣接する農地はありません。</p> |
| 議長         | <p>農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。</p>   |
| 5番<br>山本委員 | <p>議案第28号農地法第4条の許可申請審議について、審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。</p> <p>以上、報告します。</p>  |
| 議長         | <p>ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。</p>  |
| 委員         | <p>(質疑応答なし)</p>  |
| 議長         | <p>ご意見ございませんか。無いようですので議案第28号農地法第4条の許可申請審議については、農地調整部会長の説明のとおり、許可としてよろしいか採決いたします。</p>   |
| 議長         | <p>賛成の方は挙手願います。</p>  |
| 委員一同       | <p><b>挙手</b></p>   |
| 議長         | <p>全員賛成と認め、議案第28号農地法第4条の許可申請審議については、原案のとおり可決されました。よって、許可とします。</p>  |
| 議長         | <p>次に、議案第29号農地法第5条の許可申請審議に</p>   |



議長

ついて上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

5条申請番号1（長泉寺町2丁目）

（概要と目的）

本申請は、アパート建設を目的として、田を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側および北側は宅地、西側は市道、南側は畑と接しています。

南側に隣接する畑との境界は、L型擁壁を設置します。雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

（立地基準）

申請地は第1種住居の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

（一般基準）

南側に隣接する畑との境界は、L型擁壁を設置するため、土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

事務局

5条申請番号2（中野町）

（概要と目的）

本申請は、住宅建築を目的として、畑を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、西側および南側は畑、北側は宅地、東側は市道と接しています。

西側から東側に向け勾配をつけ、申請地内に雨水枡をつけて自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

（立地基準）

申請地は半径500m以内に公共施設が2つある（小学校・保育所・病院）かつ上下水道が埋設されている道路に隣接しているため、第3種農地と判断します。

（一般基準）

|            |  |
|------------|--|
| 事務局        | 西側から東側に向け勾配をつけ、申請地内に雨水枒をつけて自然流下により、道路側溝に排水するという事で、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。 |
| 議長         | 農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。  |
| 5番<br>山本委員 | 議案第29号農地法第5条の許可申請審議について、審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。<br>以上、報告します。                   |
| 議長         | ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。                         |
| 2番<br>山田委員 | 申請番号2 中野町の土地について、目的は住宅建築とのことだが、地図を確認すると道路と接していない土地ではないか。                           |
| 事務局        | 土地の表示が分かりにくくて申し訳ない。色分けされている部分の、道路と接している隣接地も一緒に申請されている。                             |
| 議長         | 他にご意見ございませんか。無いようですので議案第29号 農地法第5条の許可申請審議については、農地調整部会長の説明のとおり、許可としてよろしいか採決いたします。   |
| 議長         | 賛成の方は挙手願います。   |
| 委員一同       | <b>挙手</b>  |
| 議長         | 全員賛成、賛成多数と認め、議案第29号 農地法第5条の許可申請審議については、原案のとおり可決されました。よって、許可とします。                   |

議長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。  
ます。

事務局 (報告第16号～17号について説明)

議長 次に、その他の事項の農業経営基盤強化促進法に関する構想の一部改正について、事務局から説明をお願いします。  
ます。

事務局 (農業系基盤強化促進法に関する構想の一部改正について説明)

議長 最後に事務局から連絡事項をお願いします。

事務局 (連絡事項)

議長 それでは、本日の日程はこれですべて終了いたしました。  
た。お疲れ様でした。

午後2時07分閉会

鯖江市農業委員会 5月総会 出欠表

| 議席  | 氏名    | 出席 | 欠席 | 署名    |
|-----|-------|----|----|-------|
| 1番  | 水嶋和夫  |    |    | 出席    |
| 2番  | 小棹昇   |    |    | 欠席    |
| 3番  | 山田正   |    |    | 出席    |
| 4番  | 瀬戸川善一 |    |    | 出席    |
| 5番  | 山本雅雄  |    |    | 出席    |
| 6番  | 窪田匡志  |    |    | 出席    |
| 7番  | 牧野良信  |    |    | 出席    |
| 8番  | 手賀政之  |    |    | 欠席    |
| 9番  | 澤田半壽郎 |    |    | 出席    |
| 10番 | 佐々木一弥 |    |    | 欠席    |
| 11番 | 北川利榮  |    |    | 出席    |
| 12番 | 齊藤英人  |    |    | 出席    |
| 13番 | 河野治和  |    |    | 出席    |
| 14番 | 福島定己  |    |    | 出席    |
| 15番 | 齋藤英子  |    |    | 出席    |
| 16番 | 石本義幸  |    |    | 署名 出席 |
| 17番 | 笠嶋伊三男 |    |    | 署名 出席 |
| 18番 | 高島隆則  |    |    | 欠席    |